

広島県告示第千二百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十五条において準用する生活保護法第四十九条の規定によつて、同法による施術を担当する者として、次のものを指定した。

平成二十三年十二月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

氏名	住所	施術所		業務の種類	指定年月日
		名称	所在地		
吉兼 敏記	尾道市向島町 三八〇番地	よしかね鍼灸整骨院	尾道市向島町 五五一番地	柔道整復	平成二十三年 一〇月二〇日
吉兼 敏記	尾道市向島町 三八〇番地	よしかね鍼灸整骨院	尾道市向島町 五五一番地	はり・きゆう	平成二十三年 一〇月二〇日